



市からの連絡帳

届け出

仮住民票記載事項通知の確認を

7月9日(月)に住民票の作成が見込まれる外国人の方(世帯主宛て)に、5月上旬に仮住民票記載事項通知と続柄記載事項通知をお送りしました。記載内容のご確認をお願いします。

◆記載内容に修正が必要な場合

7月6日(金)までに、外国人の登録の変更手続きが必要になります。

場 市民課

受付：平日 午前8時30分～午後5時
※5月12日、26日、6月9日、23日の土曜日午前9時から午後0時30分(田無庁舎のみ)

※手続き方法など詳しくは、市民課へお問い合わせください。

◆正確な外国人登録のお願い

住民票は外国人登録の内容を基に作成されます。在留資格・在留期間・住所などの記載事項の変更を市に届けていないと、住民票が正しく作成されない場合があります。新制度に円滑に移行するためにも、お早めの変更手続きにご協力をお願いします。

※記載事項通知がお手元に届かない場合は市民課へご連絡ください。

場 市民課外国人登録担当(田無庁舎2階)

◆市民課 田

(☎ 042-464-1311 (内線1451・1452))

くらし

防犯活動団体登録・補助金説明会と防犯講話

市内で防犯活動をしている団体やこれから自主的に防犯活動を始めようとする団体を対象に、団体登録・補助金(防犯資器材等購入経費)説明会と田無警察署員による防犯に関する講話を開催します。

時 6月5日(火)午後6時30分

場 防災センター6階

次の要件に全て当てはまる団体 ①5人以上で組織し、役員がいる ②団体の構成員80%以上が市民である ③市内の防犯パトロールなどの活動を行う

④会則・規約などを定めている
※補助金の申請には、防犯活動団体登録の登録が必要となります。

□補助金額 防犯資器材(腕章・ベスト・懐中電灯等)の購入経費の2分の1以内で、1団体20万円を上限とする。
※申請多数の場合、補助金額を調整することがあります。

◆危機管理室 保 (☎ 042-438-4010)

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を助成

市では、災害に強い街づくりを推進するための一環として、木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を予算の範囲内で助成します。

◆木造住宅の耐震診断費用の助成

□対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅で、自己が所有し居住用に供している。

□助成金額 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

◆木造住宅の耐震改修費用の助成

□対象となる建築物 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しておらず、市の定める基準に適合して耐震改修を行った住宅

□助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

□共通事項

◇診断機関は「社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」を指定しています。

◇助成金の交付は、同一の住宅に対して耐震診断・耐震改修各1回を限度とします。

◇助成金の交付は、耐震診断・耐震改修の完了後となります。

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前

に着工した場合は助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 保 (☎ 042-438-4051)

木造住宅の耐震シェルターなどの設置費用を助成

市では、災害に強い街づくりを推進するための一環として、木造住宅に耐震シェルターなどを設置する方へ、費用の一部を予算の範囲内で助成します。

※市内在住の65歳以上の方または身体障害者手帳を所持している方で、肢体不自由による障害の程度が1級、2級または3級の方

□対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、自己が所有し居住用に供している。

□助成金額 30万円を上限に、設置費用の10分の9以内(千円未満の端数は切り捨て)

※助成金の交付は、耐震シェルターなどの設置の完了後となります。

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に設置または着工した場合は助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 保 (☎ 042-438-4051)

スポーツセンタープールの利用を休止

6月4日(月)～8日(金)の5日間、水抜き点検などのため利用できません。プール以外の施設は6月5日(火)の休館日を除き、通常通り利用できます。ご理解とご協力をお願いします。

場 西東京市スポーツセンター (☎ 042-425-0505)

◆スポーツ振興課 保 (☎ 042-438-4081)

総合体育館・向台運動場・市民公園グラウンド利用の中止およびスポーツ振興課国体推進係の一時移転

8月11日(土)～13日(月)の期間、平成25年のスポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会)開催に向け、バスケットボー

ル競技のリハーサル大会が総合体育館で行われます。

大会開催期間とその前後は総合体育館・向台運動場・市民公園グラウンドの利用はできません。向台運動場駐車場は、大会関係車両および観戦者の車両以外は利用することができません。また、大会開催準備のため、スポーツ振興課国体推進係の執務室が総合体育館へ一時的に移転します。ご理解とご協力をお願いします。

□施設利用中止期間 総合体育館8月6日(月)～15日(水)・向台運動場・市民公園グラウンド8月8日(水)～15日(水)

□一時移転期間・移転先 8月6日(月)～15日(水)・総合体育館(向台町5-4-20) (☎ 042-467-3411)

◆スポーツ振興課 保 (☎ 042-438-4082)

千駄山広場を閉場します

千駄山広場は、平成8年9月の開場以来、市民の皆さんにご利用いただきましたが、今回、土地所有者である東京都より申し出があり、都立公園整備のために土地を返還することになりました。

なお、この広場は平成25年度に「都立東伏見公園」として開園される予定です。ご利用の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

□閉場日 8月31日(金)

※9月1日(土)以降は下記へお問い合わせください。

場 東京都建設局西部公園緑地事務所 (☎ 0422-47-0111(代))

◆みどり公園課 保 (☎ 042-438-4045)

その他

人口推計調査報告書・地域生活環境指標を作成

市では、次期総合計画の策定の基礎資料とするため、「西東京市人口推計調査報告書」および「西東京市地域生活環境指標」を作成しました。

冊子は、情報公開コーナー(両庁舎1階)、中央図書館または市HPでご覧になれます。

◆企画政策課 田 (☎ 042-460-9800)

市の施策・計画をお知らせします

※計画は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・図書館・市HPで閲覧できます。

■合併10年のあゆみ

新市建設計画の取り組み状況や財政効果などを中心に、合併から10年の新市のまちづくりについてまとめました。
◆企画政策課 田 (☎ 042-460-9800)

■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)

高齢者福祉施策全般の計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業を対象とする「介護保険事業計画(第5期)」を一体的に策定しました。計画期間は平成24～26年度の3年間です。
◆高齢者支援課 保 (☎ 042-438-4028)

■第3期西東京市障害福祉計画

平成24～26年度の3年間において、障害福祉サービスの必要な見込み量などを定めるための計画です。策定にあたっては、西東京市地域自立支援協議会

での検討のほか、市民の方を対象としたアンケート調査など、さまざまな角度からのご意見・ご提言をいただきました。

◆障害福祉課 保 (☎ 042-438-4033)

■一般廃棄物処理基本計画

平成24～33年度の10年間において、廃棄物についての総合的な取り組みを定めるために策定しました。今後は、この計画を基に市のごみ減量と資源化施策を進めていきます。

◆ごみ減量推進課 (☎ 042-438-4043)

■公営住宅長寿化計画

平成24～33年度の10年間において、市営住宅などに関する再生の方向性を定め、長期的な視点に立った整備および維持管理を実現することを目的として策定しました。

◆都市計画課 保 (☎ 042-438-4051)

災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定を締結

大規模地震などの災害によって高齢者などの要援護者が避難を余儀なくされた場合、市の要請に基づき、特別養護老人ホームが管理する施設の一部を、これら要援護者のための避難所として開設し、当該老人ホームが避難所の管理・運営を行うとする内容の協定を、4月11日付で市内の8つの特別養護老人ホームと締結しました。

締結式は、防災センター災害対策室で行われ、坂口光治市長と市内8つの特別養護老人ホームの代表者らが出席しました。

災害時における市民への支援体制の充実のために、今後も関係機関と一層の連携を図っていきます。

◆危機管理室 保 (☎ 042-438-4010)



協定締結後の記念撮影